

第3回パパ育休から始める埼玉職場改革大賞受賞企業周知用動画制作及びWEB広報業務委託に係る企画提案競技実施要項

1 委託する業務の内容

委託する業務（以下「本業務」という。）の内容は、「第3回パパ育休から始める埼玉職場改革大賞受賞企業周知用動画制作及びWEB広報業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 委託期間

契約日から令和9年3月15日まで

3 委託料

2,448,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他の業務」において登録されている者であること。
- (2) 次のアからオに該当する者であること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
 - エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

なお、上記を満たす者との共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案競技に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。また、県との契約後、当該代表者と代表者以外の構成員で再委託契約を結ぶこととする。再委託については、別途委託契約書に定める県の事前承認が必要となる。

共同提案する場合、代表者以外の構成員についても、「7 企画提案書等の提出（4）（5）」に定める必要な書類を提出するものとする。

5 質問事項の受付

本要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和8年7月28日（火）午後5時まで
- (2) 受付方法
質問書（様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。
電子メール：a3960-03@pref.saitama.lg.jp
※必ず着信確認の電話をすること。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、令和8年7月31日（金）までに県ホームページにて公表する。
なお、簡易なものを除き、電話等による質問には応じない。

6 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「第3回パパ育休から始める埼玉職場改革大賞受賞企業周知用動画制作及びWEB広報業務委託に係る企画提案競技参加希望書」を提出すること。

- (1) 提出方法
電子メール
- (2) 提出先
埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当
電子メール：a3960-03@pref.saitama.lg.jp
※必ず着信確認の電話をすること。
- (3) 提出期限
令和8年8月5日（水）午後5時必着

7 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

- (1) 企画提案書
企画提案書の様式は任意とするが、「8 企画提案書の記載事項」及び仕様書に基づいて、A4判・片面（10頁以内）で作成すること。
- (2) 企画提案書（概要版）
上記（1）企画提案書の概要をA4判・片面で1ページにまとめて作成すること。
- (3) 委託料の見積書
 - ア 委託料の総額のほか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等の経費区分の積算が分かるようにすること。
 - イ 宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とし、会社印、代表者印は押印不要とする。
 - ウ 再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額を明記すること。
- (4) 法人等の概要（様式3）及び法人等の概要が分かるパンフレット等
- (5) 「4 参加資格（1）（2）」の要件を満たしている旨の誓約書（様式4）

8 企画提案書の記載事項

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

なお、提案に当たっては、「①仕様書の内容を具体化したもの」「②仕様書に独自で上乘せするもの」「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

(1) 基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイントを記載すること。

(2) 業務の受注実績

企業PR動画制作、著名人との対談等、本業務と類似・関連する業務の受注実績があれば記載すること。

(3) 業務運営体制

仕様書「6 業務運営体制」の記載内容を踏まえ具体的に提案すること。特に次の点に留意する。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者についても実施体制に記載すること。

ア 本業務の運営管理（統括）体制、運営管理責任者の役割等

イ 県との連絡体制及び連絡手段

ウ 個人情報管理、法令順守の体制

エ 事故があった場合等の危機管理対応等

(4) 業務の実施方法

仕様書「5 委託業務の内容」の実施方法について具体的に提案すること。特に次の点に留意する。

ア パパ育休から始める埼玉職場改革大賞表彰式での知事と受賞企業との座談会動画の制作

- ・ 20～30代前半の若手ビジネスパーソンや就活生等の求職者などが興味を持ち、共感しやすい内容の動画とする

イ パパ育休から始める埼玉職場改革大賞表彰式での知事と受賞企業との座談会WEB記事の制作

- ・ 座談会の内容をWEB記事化し、若手ビジネスパーソンや就活生等の求職者などが多く利用するWEB媒体に掲載する

ウ パパ育休から始める埼玉職場改革大賞受賞企業インタビュー動画の制作

- ・ 県内企業の経営者の、育児と仕事を両立できる職場環境の整備に対する理解を深め、受賞企業の優れた取組が伝わる内容を提案すること
- ・ 企業経営者に受賞企業の取組に興味をもってもらい、取組を促す効果が期待できる内容を提案すること

(5) 追加提案

本業務を実施する上で効果的な内容を提案すること。

9 企画提案書等の提出部数及び提出方法

(1) 提出部数

企画提案書は正本1部、副本4部を提出すること。ただし、副本には、「7

(5) 誓約書」の添付は不要とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留による）。提出先は以下のとおりとする。

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

埼玉県 産業労働部 雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

(3) 提出期限

令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 5 時必着。

持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1 者につき 1 提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 委託候補者の選定

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、第 3 回パパ育休から始める埼玉職場改革大賞受賞企業周知用動画制作及び WEB 広報業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が 1 者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

11 選定委員会の開催

(1) 第一次審査（書類審査）

ア 提出された企画提案書等に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案書等を提出した者が 3 者以下の場合は、提出書類を確認後、「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」のみを実施する。

イ 第一次審査の結果は、企画提案書等の提出者全員に対して令和 8 年 8 月 1 4 日（金）までに電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

ウ 第一次審査通過者は、3 者以内を想定。

エ 第一次審査通過者については、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

イ プレゼンテーションは令和８年８月２０日（木）に開催予定。時間、会場等については企画提案書等を提出した者に電子メールで通知する。

ただし、応募者多数の場合には、書類で１次審査を行った結果等を電子メールで通知する。

ウ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行うこと。プレゼンテーション時に追加資料の投影等は不可とする。

エ １者当たりプレゼンテーションの時間は１０分以内とし、質疑の時間を１５分程度とする。

オ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しない。

カ 説明者は３名以内とし、説明、質疑に対する回答は分担して行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めること。

キ 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、８月２５日（火）までに電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

12 委託候補者選定後の手続

委託候補者に選定された者は業務内容に関する細目事項について県と協議を行う。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合もある。

協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に委託候補者に事故がある場合等は、評価が２番目に高かった者を委託候補者として改めて協議を行うことができる。